

那覇市琉球泡盛文化の継承及び発展に関する条例制定について

那覇市琉球泡盛文化の継承及び発展に関する条例を別紙のように制定する。

令和 8 年(2026 年)10 月 6 日提出

那覇市琉球泡盛文化の継承発展に関する
条例制定に関する特別委員会委員長
上 里 ただし

(提案理由)

本市の琉球泡盛文化の継承と発展に関し、基本理念を定め、関係者の役割を明らかにするとともに、必要な施策を総合的かつ計画的に推進することにより、文化の振興、産業の発展及び経済の活性化を図るため、この案を提出する。

那覇市琉球泡盛文化の継承及び発展に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、泡盛の発祥の地である本市における琉球泡盛文化の継承及び発展に関し、基本理念を定め、市、酒造事業者、関連事業者及び市民等の役割を明らかにするとともに、必要な施策を総合的かつ計画的に推進することにより、文化の振興、産業の発展及び経済の活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 琉球泡盛 酒類の地理的表示に関する表示基準を定める件(平成27年10月30日国税庁告示第19号)に規定する、名称を琉球、産地の範囲を沖縄県、酒類区分を蒸留酒として、地理的表示の指定を受けたものをいう。
- (2) 琉球泡盛文化 琉球泡盛の製造、保存、流通、飲用その他これらに関連して育まれてきた歴史、伝統工芸、伝統芸能、琉球料理その他の文化的価値の総体をいう。
- (3) 酒造事業者 市内で琉球泡盛の製造又は長期貯蔵・熟成を行う者をいう。
- (4) 関連事業者 市内で飲食業、宿泊業、観光業、伝統工芸品の製造若しくは販売又はイベント事業その他の琉球泡盛文化に関連する事業を行う者をいう。
- (5) 市民等 前2号に掲げる者を除くほか、市内に在住し、在勤し、又は在学する者をいう。

(基本理念)

第3条 琉球泡盛文化の継承及び発展は、次に掲げる事項を基本理念として取り組むものとする。

- (1) 琉球泡盛が育んできた歴史、文化及び伝統を尊重し、次世代へ継承すること。
- (2) 琉球泡盛と伝統工芸、伝統芸能、琉球料理その他の地域資源との連携を図ること。
- (3) 新たな価値の創造及び市内外への発信により、産業の持続的な発展を図ること。

(4) 個人の意思及び健康への配慮を図ること。

(市の役割)

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、琉球泡盛文化の継承及び発展に関する施策(以下「市が実施する施策」という。)を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。

(酒造事業者の役割)

第5条 酒造事業者は、琉球泡盛の品質向上、伝統的な製造技術の継承及び後継者の育成に努めるとともに、市が実施する施策に協力することができる。

(関連事業者の役割)

第6条 関連事業者は、その事業活動に応じて琉球泡盛文化の魅力の発信及び普及に努めるとともに、市が実施する施策に協力することができる。

(市民等の役割)

第7条 市民等は、琉球泡盛文化への理解を深めるよう努めるものとする。

(技術の継承及び後継者の育成)

第8条 市は、酒造事業者その他関係団体と連携し、琉球泡盛の製造技術及び関連する伝統技術の継承並びに後継者の育成に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(学習及び普及等)

第9条 市は、市民等が琉球泡盛文化について理解を深めることができるよう、学習の機会の充実に努めるものとする。

2 前項の学習の機会は、飲酒を強制し、又は推奨するものではなく、文化的価値の理解を目的として実施するものとする。

3 市、酒造事業者及び関連事業者は、泡盛に関する啓発の日等において、琉球泡盛文化の普及及び啓発の取組に関し、相互に協力することができる。

(情報発信及び文化交流)

第10条 市は、琉球泡盛文化を市内外へ発信し、及び文化交流を促進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(酒造事業者及び関連事業者に対する支援)

第11条 市は、酒造事業者による琉球泡盛の品質向上、技術革新、販路拡大、ブランド力向上及び製造設備の更新並びに関連事業者による琉球泡盛文化に関連す

る取組に対し、必要な支援を講ずることができる。

(伝統工芸等との連携)

第12条 市は、琉球泡盛と伝統工芸、伝統芸能、琉球料理その他の地域資源との連携を促進し、琉球泡盛文化の魅力の向上に努めるものとする。

(観光振興)

第13条 市は、琉球泡盛や関連事業等を活用した観光振興に努めるものとする。

(個人の意思の尊重等)

第14条 市、酒造事業者、関連事業者及び市民等は、この条例に規定する取組を推進するに当たり、個人の信条、意思、嗜好及び健康状態を尊重し、飲酒を強制し、又は推奨することがないよう最大限配慮しなければならない。

(財政上の措置)

第15条 市は、この条例の目的を達成するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(施策の検証)

第16条 市は、この条例に規定する施策の実施状況を定期的に検証し、その結果を今後の施策に反映するよう努めるものとする。

付 則

この条例は、令和8年11月1日から施行する。